

角田市災害廃棄物処理計画【概要版】

【第1章 計画策定の趣旨】

角田市（以下、「本市」という。）では、平成23年3月の東日本大震災をはじめ、令和元年東日本台風や令和4年3月16日福島県沖地震で多くの被害を受け、大量の災害廃棄物が発生し、その処理に迫られました。本市は、今後想定される大規模な地震災害及び風水害等の発生時において、大量に発生することが予想される災害廃棄物の迅速かつ適正な処理を図ることにより、住民生活及び地域環境への影響を軽減し、早急な復旧・復興を推進していくことを目的として、「角田市災害廃棄物処理計画」（以下、「本計画」という。）を策定します。

【第2章 本計画の位置付け】

本計画は、災害廃棄物対策指針（改定版）（環境省、平成30年3月）を踏まえ、宮城県災害廃棄物処理計画（平成29年8月）、角田市地域防災計画（角田市防災会議、令和4年3月修正）等と整合を図りつつ、災害廃棄物処理に関する基本的な考え方や処理方策等を示すものです。大規模災害発生後は、本計画に基づき被害の状況等を速やかに把握し、災害廃棄物処理実行計画を策定し、災害廃棄物の処理を行います。

【第3章 基本的事項の整理】

3-1. 対象とする災害及び被害想定

本計画で対象とする災害及び本市の建物被害想定を下記に示します。

対象とする災害	想定される災害	建物被害想定（棟数又は世帯数）
地震災害	宮城県沖地震（単独）（海洋型）	全壊：1棟、半壊：47棟
	宮城県沖地震（連動）（海洋型）	全壊：0棟、半壊：11棟
	長町-利府線断層帯の地震（内陸直下）	全壊：0棟、半壊：0棟
	令和4年3月16日 福島県沖地震と同規模の地震	全壊：14棟、半壊：159棟※
風水害等	阿武隈川及び白石川水系の洪水	全壊：2,750棟、半壊：584棟 床上浸水：6,609世帯、床下浸水：120世帯
	阿武隈川水系小田川の洪水	（令和5年2月時点で想定なし）
	令和元年度台風19号と同規模の風水害等	全壊：13棟、半壊：806棟 床上浸水：736世帯、床下浸水：806世帯

※令和4年3月16日福島県沖地震と同規模の地震の半壊棟数は、「中規模半壊」、「半壊」、「準半壊」の計。

3-2. 災害時に発生する廃棄物

災害時に発生する廃棄物を下記に示します。

種類	内容
災害廃棄物	可燃物/可燃系混合物、不燃物/不燃系混合物、金属くず、コンクリートがら等、木くず、廃家電（4品目）、小型家電/その他家電、その他適正処理が困難な廃棄物、有害廃棄物/危険物、廃自動車等、畳・布団、腐敗性廃棄物
生活ごみ	家庭から排出される生活ごみ
避難所ごみ	避難所から排出されるごみ
し尿	仮設トイレ等からのくみ取りし尿、災害に伴って便槽に流入した汚水

3-3. 処理期間の設定

災害廃棄物は、災害の規模や被害の状況を踏まえつつ、早期の復旧・復興に資するよう、可能な限り早期の処理を目指します。また、処理期間について国や県の方針が示された場合は、その期間との整合性を図り、処理スケジュールを設定します。

3-4. 災害廃棄物処理の基本方針

本市の災害廃棄物処理の基本方針を下記に示します。

基本方針①	適正かつ迅速な処理 ◇市民の生活環境の保全、公衆衛生上の支障を防止する観点から、適正な処理を進めつつ、復旧・復興の妨げにならないよう迅速な災害廃棄物の処理を実行します。
基本方針②	分別の徹底及び再生利用の促進 ◇災害時に大量に発生する災害廃棄物を全て最終処分することは不可能であるため、被災現場及び仮置場への搬入時における分別を徹底し、可能な限り再生利用を行い、最終処分量の削減を図ります。
基本方針③	協力・連携体制の強化 ◇災害時に処理を滞りなく行うため、県、市町村及び民間事業者団体等との支援体制を構築し、連携して処理を進めます。
基本方針④	合理的かつ経済的な処理 ◇処理の緊急性や容易性を考慮しながら、環境負荷がかからない処理方法を選定し、極力処理費用を抑え経済的な処理に努めます。

【第4章 災害廃棄物等処理に係る組織体制】

4-1. 災害廃棄物等の処理体制・指揮命令系統

本市における災害廃棄物処理は、「市民福祉部 生活環境班」が中心となり、関係部署、仙南地域広域行政事務組合及び県等と連携して、災害廃棄物処理に係る業務を遂行します。

4-2. 協力支援体制及び受援体制

災害廃棄物を適正かつ迅速に処理するために、関係機関等と調整し、災害時の連携体制及び相互協力体制を整備します。また、災害廃棄物処理に係る人的・物的資源が不足する場合には、県や他市町村、民間事業者・事業者団体等に支援を要請して、確保（受援）します。支援を受入れ、その支援を効果的なものにするために、事前準備として受援体制を構築します。

4-3. 職員への教育・訓練

災害時に本計画が有効に活用されるよう、本計画を職員へ周知するとともに、適宜計画を見直します。経験者や専門家を交えた講習会・研修会等を定期的に行い、職員の能力維持・向上に努めます。

4-4. 市民等への啓発・広報

災害時は、災害廃棄物処理に係る情報について、市民等に適時かつ迅速に伝達・発信を行います。また、平常時より、災害廃棄物の排出方法について、市民等へ啓発・広報を行います。

【第5章 災害廃棄物の処理】

5-1. 災害廃棄物発生量の推計

想定災害における災害廃棄物発生量の推計結果を下記に示します。

◎地震災害

被害想定	災害廃棄物発生量(合計)(t)	種類別の災害廃棄物発生量(t)					
		柱角材	可燃物	不燃物	コンクリートがら	金属くず	その他
宮城県沖地震(単独)(海洋型)	1,198	48	192	359	515	36	48
令和4年3月16日福島県沖地震と同規模の地震	5,295	212	847	1,589	2,277	159	212

◎風水害等

被害想定	災害廃棄物発生量(合計)(t)	種類別の災害廃棄物発生量(t)						
		柱角材	可燃物	不燃物	コンクリートがら	金属くず	土砂	その他
阿武隈川及び白石川水系の洪水	365,658	40,222	54,117	74,594	70,206	8,044	12,067	106,406
令和元年台風19号と同規模の風水害等	23,944	2,634	3,544	4,885	4,597	527	790	6,968

※端数処理のため総数(合計)と個々の合計が一致しない場合がある。

5-2. 既存廃棄物処理施設の処理可能量

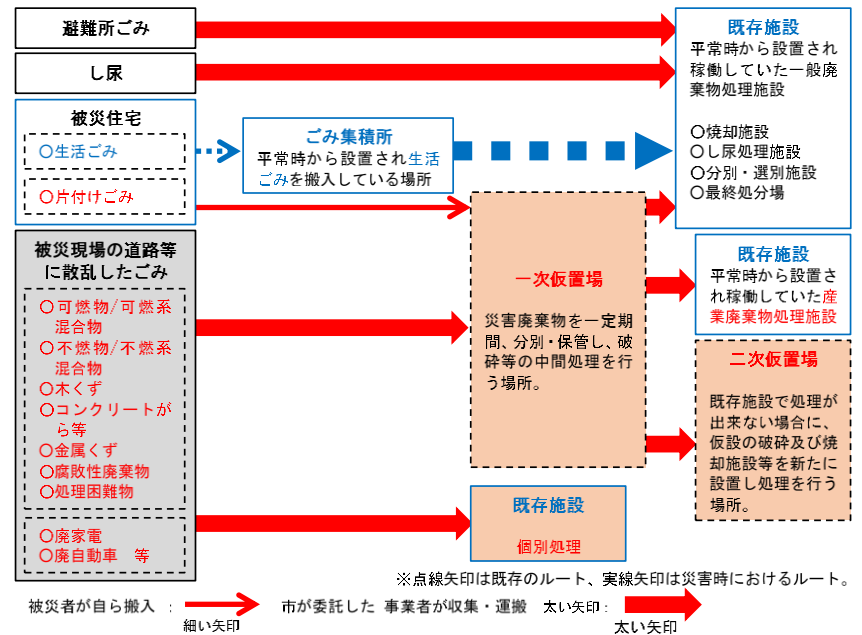
仙南地域広域行政事務組合の既存焼却処理施設における処理可能量は 956 t/年 (3 t/日)、既存破碎処理施設における処理可能量は 203 t/年 (1 t/日) となっています。既存最終処分場には、災害廃棄物は受入不可であるため、他市町村又は民間事業者の最終処分場や広域処理による処分を検討します。

5-3. 仮置場

災害廃棄物処理の流れを右図に示します。災害廃棄物は、被災者が被災現場で分別した上で、自ら一次仮置場へ搬入し、一次仮置場で分別して集積・保管します。

仮置場は、災害廃棄物を被災現場から集積するために一時的に設置する場所で、災害時に必要に応じて本市が設置し、適切に管理・運営します。

各被害想定に基づき推計した仮置場の必要面積を下記に示します。



想定する災害		仮置場必要面積 (m ²)		
		可燃物	不燃物	合計
地震災害	宮城県沖地震 (単独) (海洋型)	200	290	490
	令和4年3月16日福島県沖地震と同規模の地震	883	1,284	2,166
風水害等	阿武隈川及び白石川水系の洪水	78,616	82,218	160,834
	令和元年東日本台風と同規模の風水害等	5,148	5,384	10,532

※仮置場必要面積は、処理期間1年、積上げ高さ3mと仮定して算出した。

5-4. 収集・運搬

災害廃棄物により生活環境に支障が生じないように、平常時より災害時の収集・運搬体制を検討します。発災後は、速やかに収集・運搬体制を確保し、災害廃棄物を撤去します。

5-5. 再利用・再資源化、処理、処分

本市で発生する災害廃棄物は、原則として仙南地域広域行政事務組合の廃棄物処理施設で処理を行うこととします。処理能力が不足する場合、民間や他市町村の処理施設等で処理を行います。災害廃棄物は、種類や性状に応じて、破碎、選別、焼却等の中間処理を行い、可能な限り再生利用を図り、最終処分量を削減します。

5-6. 処理フロー

災害廃棄物処理フローは、災害廃棄物の処理方針、発生量・処理可能量を踏まえ、災害廃棄物の種類ごとに、分別、中間処理、最終処分・再資源化の方法とその量を一連の流れで示すものです。発災後は処理フローを作成し、処理の進捗や性状の変化等必要に応じ見直します。

5-7. 損壊家屋等の撤去 (必要に応じて解体)

損壊家屋等の撤去 (必要に応じて解体) は、原則として所有者の責任によって実施しますが、通行上支障がある場合や倒壊の危険性のある場合については、所有者と協議・調整した上で、公費による撤去 (必要に応じて解体) を行います。

5-8. 有害廃棄物及び適正処理困難物等の処理

有害性・危険性がある廃棄物は、通常の廃棄物と混在しないよう、市民等に排出・処理方法を示し、適切に回収や保管等を行います。

5-9. 環境モニタリング及び火災対策

災害廃棄物処理の現場において、解体・撤去、仮置場作業に伴う粉じんの飛散や、騒音・振動、周辺土壌への有害物質等の漏出、災害廃棄物からの悪臭等様々な環境影響を防止することを目的として、必要な環境モニタリングや火災対策を行います。

【第6章 避難所ごみ及び生活ごみの処理】

6-1. 発生量の推計

避難所ごみ及び生活ごみの発生量の推計結果を下記に示します。

項目	地震災害		風水害等	
	宮城県沖地震 (単独) (海洋型)	令和4年3月16日 福島県沖地震と 同規模の地震	阿武隈川及び 白石川水系の洪水	令和元年 東日本台風と 同規模の風水害等
避難所ごみ発生量 (t/日)	0.08	0.01	—	0.7
生活ごみ発生量 (t/日)	18	18	—	17

6-2. 収集運搬・処理体制

避難所ごみ及び生活ごみは、仮置場に搬入せず、既存処理施設で処理を行います。発災後は、平常時より多くの収集・運搬車両や人員の確保が必要になることから、必要に応じて県を通じて支援を要請します。

【第7章 し尿処理計画】

7-1. し尿処理

想定災害におけるし尿収集必要量等の推計結果を下記に示します。

項目	想定災害	
	地震災害	風水害等
し尿発生量 (kL/日)	宮城県沖地震(単独) (海洋型)	令和元年東日本台風と 同規模の風水害等
仮設トイレ必要設置数 (基)	9.1	8.4
バキューム車必要台数 (台/日)	16	14
	3	3

7-2. 災害用簡易トイレの設置

災害用簡易トイレは、災害時に利用できるよう、レンタル業者と災害時の事前協議を進めます。災害時には、避難所ごとの避難者数に基づき、仮設トイレを設置・増設します。

7-3. 収集運搬・処理体制

災害時には被災者の生活環境に支障をきたさないよう発災直後から収集・運搬許可業者へ協力を要請し、本市のし尿処理施設である角田衛生センター及び柴田衛生センターで処理を行います。被災により既存し尿処理施設での処理が困難な場合は、状況に応じて県内外のし尿処理施設へ移送して処理を行います。

【第8章 災害廃棄物処理の進捗管理】

実行計画の作成、災害廃棄物処理に係る記録・報告の実施、人材確保等を通じて、災害廃棄物処理の進捗管理を行います。

【第9章 計画の推進及び見直し】

本計画を通じて、庁内及び県、他市町村、事業者、市民とともに災害への備えの重要性を共有し、それぞれの行動につなげるように働きかけます。また、災害廃棄物処理に係る教育・訓練履修者の数や仮置場候補地の選定等の進捗状況を毎年確認するとともに、県等と課題を共有し、評価・検討を通じて本計画の実効性と職員の対応能力の向上を図ります。本計画は概ね5年を目途として見直しを行います。計画の前提条件の変更等、見直しの必要が生じた場合は速やかに改訂を行います。